

大津終末処理場等運転管理業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、大津終末処理場等運転管理業務に係る委託の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）の実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名 大津終末処理場等運転管理業務

(2) 業務内容

主な業務内容は下記のとおりとする。

- ア 大津終末処理場、ポンプ場等の運転・監視業務
- イ 大津終末処理場、ポンプ場等の保守点検業務
- ウ 水質試験業務（水質等測定分析業務の外部委託を含む）
- エ 下水道管渠施設維持管理業務（修繕業務、管更生業務を含む）
- オ 各種工業薬品・物品等の調達及び管理に関する業務
- カ 修繕等業務
- キ 廃棄物（産業廃棄物、脱水汚泥等）の収集運搬業務
- ク その他業務

詳細は要求水準書に記載のとおりとする。

(3) 業務期間

契約締結日から令和14年3月31日まで

（業務期間の内訳）

契約日から令和9年3月31日までは、引継ぎ及び業務準備期間とし、令和9年4月1日からは、業務実施期間とする。なお、引継ぎ及び準備に係る費用は新規受託者の負担とする。

また、令和9年4月1日の業務実施期間の開始後は、1日あたりの業務時間を24時間終日とする。

3 予算額

委託料の上限は5,865,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。ただし、履行期間内の消費税率は10%とする。

4 実施形式 公募型

5 スケジュール

令和8年8月7日(金)

公募開始

令和8年8月25日(火)

参加申込 書類提出締切

令和 8 年 9 月 8 日(火)	参加資格審査結果通知（予定）
令和 8 年 9 月 1 4 日(月)	
～令和 8 年 9 月 1 8 日(金)	施設見学会期間
令和 8 年 9 月 3 0 日(水)	質問受付締切
令和 8 年 1 0 月 1 3 日(火)	質問に対する回答期限
令和 8 年 1 0 月 3 0 日(金)	業務提案書等 提出締切
令和 8 年 1 1 月 1 6 日(月)	
～令和 8 年 1 1 月 1 8 日(水)	プレゼンテーション審査（予定）
令和 8 年 1 1 月 2 5 日(水)	受託候補者決定通知（予定）
令和 8 年 1 2 月下旬	契約締結（予定）

※ 上記のスケジュールは、変更になる場合がある。

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、法人又は団体単体もしくは複数の企業等で構成されるグループ（以下「グループ」という。）とし、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 単独企業の参加要件

- ア 令和 8 年度大津市委託業務入札参加資格者名簿に、業種「機械設備運転管理業務・保守点検業務」で登録されている者
- イ 下水道処理施設維持管理業者登録簿（国土交通省）に登録されている者
- ウ 地方公共団体にて、過去 5 年以内に 5 0, 0 0 0 m³/日以上のある処理能力（晴天日）を有する終末処理場（下水道法第 2 条第 6 号）の運転管理業務（包括的民間委託レベル 2.5 相当以上）の元請実績を有する者
- エ 要求水準書に定める総括責任者、副総括責任者及び有資格者を揃えられること。
- オ 要求水準書に定める汚泥等運搬業務の実施に当たり産業廃棄物収集運搬業の許可を有していること。

(2) グループの場合の参加要件

- ア グループの代表者を本プロポーザルに参加する代表者とする。
- イ グループの代表者は上記(1)のアからウまでの要件を満たすこと。
- ウ グループの構成員は担当予定業務に該当の業種が、令和 8 年度大津市委託業務入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- エ 要求水準書に定める総括責任者、副総括責任者及び有資格者を揃えられること。
- オ 総括責任者はグループの代表者から選出すること。
- カ 要求水準書に定める汚泥等運搬業務の実施に当たり、産業廃棄物収集運搬業の許可を有していること。

(3) 共通の資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しない者であること。

- イ 大津市（以下、「本市」という。）から指名停止を現に受けていないこと。
- ウ 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- オ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- カ 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、（イ）a にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。
- （ア）資本関係
- a 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
 - b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - c a 又は b と同視しうる関係にあると認められる場合
- （イ）人的関係
- a 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - (a) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ① 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ② 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ③ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ④ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - (b) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - (c) 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - (d) 組合の理事
 - (e) その他の業務を執行する者であつて、(a) から (d) までに掲げる者に準ずる

もの

- b 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 - c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - d aからcまでと同視しうる関係にあると認められる場合
- キ 次の(ア)から(カ)までのいずれの場合にも該当しないこと。
- (ア) 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - (ウ) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (エ) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (カ) 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が（ア）から（オ）までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

7 施設見学会

本業務の業務内容等について、参加希望者の理解を深めることを目的に、対象施設の一部について施設見学会を実施する。なお、施設見学会への参加は希望者のみとし、参加有無は受託候補者選定時の審査には影響しない。

- (1) 申込方法 施設見学参加申込書【様式3】をプロポーザルの参加申込時に提出すること。
- (2) 開催日時 令和8年9月14日(月)から同年9月18日(金)のうち、施設見学参加申込書に記載の希望日時を元に、本市が指定する日時とする。なお、開催日時については本市が調整を行った上、参加資格審査結果通知とともに通知する。（10参加資格審査(2)審査結果による）
- (3) 開催場所 大津終末処理場、中継ポンプ場、管渠施設

※中継ポンプ場、管渠施設は、本市が指定する任意の施設 1 箇所とする。

- (4) 開催時間 午前 10 時から午後 5 時まで

(執務時間外 (午前 12 時から午後 1 時まで) を除く)

- (5) その他 施設見学中の質疑は原則として受け付けない。質疑がある場合は、後日、質問書による質疑とすること。(8 質疑・回答による)

8 質問・回答

- (1) 提出方法 別添の質問書【様式 5】により、メールにて提出すること。

※メール件名に「プロポーザル質問.送信年月日 (西暦月日の 8 桁).商号又は名称」を入力し、質問書を添付して送信すること。

※質問者は、必ず電話等で質問書をメール送信した旨を伝え、担当課にそれを確認してもらうこと。

※電話又は口頭による質問は受け付けない。

- (2) 提出期限 令和 8 年 9 月 30 日(水)午後 5 時まで (必着)

- (3) 提出先 (担当課)

〒520-0811 大津市由美浜 1 番 1 号

大津市企業局下水道事業部水再生センター 管理棟 2 階

電話 077-522-5300

電子メールアドレス otsul902@city.otsu.lg.jp

- (4) 回答方法 大津市企業局ホームページ上において回答する。

※ただし、申請者の権利、競争上の地位及びその他正当な利益を害するおそれがある場合については、当該質問者にのみ回答する。

- (5) 回答予定日 質問書提出日を含む 14 日以内の日まで

9 参加申込の手続き

- (1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、要求水準書、契約書案及び大津市契約規則 (昭和 40 年規則第 35 号) 等の各規定を理解した上で、次に掲げる書類の原本 1 部を提出すること。

ア 参加申込書【様式 1-1】

イ 誓約書【様式 2】

ウ 施設見学参加申込書【様式 3】 (施設見学会を希望する者のみ)

エ 受託業務実績調書【様式 4】

オ 受託業務実績調書記載内容を証明する書類 (契約書、要求水準書等の写し)

カ 要求水準書で求める有資格者数がわかる書類

キ 下水道処理施設維持管理業者登録規程による直近の現況報告書 [様式第 10 号 (第 7 条関係)] (各地方整備局の受付印のあるもの) の写し

ク グループで参加する場合は、グループ構成員の参加申込書【様式 1-2】、誓約書【様

式 2】及び企業グループ協定書の写し（グループ構成員のすべての企業）

ケ 審査結果通知用封筒（配達証明付き書留郵便代切手貼付）

(2) 提出期間

前号の各書類を次の日時までにそれぞれ提出すること。

ア 持参による提出の場合 令和 8 年 8 月 7 日(金)から同年 8 月 25 日(火)まで（大津市の休日を定める条例（平成元年条例第 67 号）第 1 条に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

事前に電話等で持参日時を担当課に伝えた上で持参すること。

イ 郵送による提出の場合 令和 8 年 8 月 7 日(金)から同年 8 月 25 日(火)まで（大津市の休日を定める条例（平成元年条例第 67 号）第 1 条に規定する市の休日を除く。）

(3) 提出方法

提出先に持参又は郵送により提出することとし、(2)の提出期間及び時間に必着とする。ただし、郵送の場合は一般書留便又は簡易書留便の方法に限るものとし、前号ア及びイの提出期間に、郵送先に到達するよう郵送しなければならない。なお、郵便事故等については、提出者のリスク負担とし、到達確認の問合せには、一切応じない。

(4) 提出先（担当課）

〒 5 2 0 - 0 8 1 1 大津市由美浜 1 番 1 号

大津市企業局下水道事業部水再生センター 管理棟 2 階

電話 0 7 7 - 5 2 2 - 5 3 0 0

1 0 参加資格審査

(1) 審査方法

本実施要領及び要求水準書等に基づき提出された参加申込書について、書類審査を行う。

実施日 令和 8 年 8 月 26 日(水)（予定）

(2) 審査結果

ア 全ての参加申込者に対し、文書により通知する。

イ 通知時期 令和 8 年 9 月 8 日(火)に結果通知書を送付予定。

ウ プレゼンテーション審査の日程についても通知する。

エ 施設見学会の参加希望者については、審査結果通知の際に、施設見学会の日程についても通知する。

1 1 業務提案書及び提案見積書の提出

次に掲げる事項に留意し業務提案書及び提案見積書等を提出すること。

(1) 提出書類、及び提出部数

ア 業務提案書（17 部）

イ 提案見積書【様式 6】（1 部）

ウ 審査結果通知用封筒（配達証明付き書留郵便代切手貼付）（1 部）

(2) 提出期間

前号の各書類を次の日時までにそれぞれ提出すること。

ア 持参による提出の場合 令和8年10月23日(金)から同年10月30日(金)まで
(大津市の休日を定める条例(平成元年条例第67号)第1条に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

事前に電話等で持参日時を担当課に伝えた上で持参すること。

イ 郵送による提出の場合 令和8年10月23日(金)から同年10月30日(金)まで
(大津市の休日を定める条例(平成元年条例第67号)第1条に規定する市の休日を除く。)

(3) 提出方法

提出先に持参又は郵送により提出することとし、(2)の提出期間及び時間に必着とする。
ただし、郵送の場合は一般書留便又は簡易書留便の方法に限るものとし、前号ア及びイの提出期間に、郵送先に到達するよう郵送しなければならない。なお、郵便事故等については、提出者のリスク負担とし、到達確認の問合せには、一切応じない。

(4) 提出場所(担当課)

〒520-0811 大津市由美浜1番1号

大津市企業局下水道事業部水再生センター 管理棟2階

電話 077-522-5300

(5) 提出書類の作成

ア、イ及びウの提案書等については、次に掲げる事項に留意すること。

ア 業務提案書には、別紙「審査項目」に掲げる事項について記載すること。

イ 書式は日本産業規格「A4版」縦置き横書き左綴じとし、「A3版」を使用するときは折綴じとする。

ウ 業務提案書はロゴマークの使用を含めて、会社名がわかる記述は不可とする。また、提案見積額がわかる記述についても不可とする。

エ 提案見積書は業務期間(5年間)に相当する金額を消費税額及び地方消費税額を含まない金額を記載すること。

オ 提案見積書に内訳書を添付すること。なお、内訳書は本市の指定する様式(金抜設計書)を基に作成すること。

1.2 プレゼンテーション審査

(1) 審査方法

本実施要領及び要求水準書等に基づき提出された業務提案書等について、プロポーザル審査委員会が審査する。審査委員会は提案書の審査にあたり、提案内容の確認のため、参加者に対してプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。

ア 実施日 令和8年11月16日(月)から同年11月18日(水) (予定)

上記のうち、本市が指定する1日とする。

イ 実施場所 参加資格のある者に対して、別途通知する。

なお、通知については参加資格審査結果通知の際に行う。

ウ 実施時間 60分程度（プレゼンテーション40分以内、質疑応答20分程度）

エ 参加人数 5人以内

※上記参加者のうち2名は、業務受託後に総括責任者及び副総括責任者に就く者とする。

オ 審査項目 別紙「審査項目」のとおりとする。

カ プレゼンテーションは原則、総括責任者に就く者が主として行うこと。

キ 電子データによる提案説明を行う場合は、あらかじめ本市が準備した画面モニター（HDMI端子）を利用することができる。なお、使用する電子データは業務提案書と同一内容とし、追加等は原則認めない。

ク プレゼンテーションを行う際は、会社名がわかるような説明は不可とする。

ケ 提出された業務提案書、プレゼンテーションの内容及び質疑への応答内容については、本業務として確実に履行するものとする。

コ 審査結果（評価点）が一定の基準を下回る場合は、受託候補者とはせず、また順位を付さない。

(2) 審査結果

ア プレゼンテーションを行った全ての者に対し、文書により通知する。

イ 通知時期 令和8年11月25日(水)に結果通知書を送付予定。

ウ 審査結果の公表に当たっては、令和8年11月下旬に大津市企業局ホームページにて公表する。

エ 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

1.3 契約の締結

審査の結果、受託候補者となった者は、担当課と事前協議を行った上で契約締結するものとする。当該事前協議では、本市が事前協議にて定めることとした指定箇所等の最終決定を行う。

契約の締結は、提案見積書を基に随意契約の方法により行う。ただし、本契約を締結する日までの間に受託候補者が第6項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

1.4 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は、返却しない。

(2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

(4) 本市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

(5) 業務提案書の提出は1者につき1案とする。

1.5 情報公開及び提供

本市は業務提案者から提出された業務提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

16 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急のやむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後又は業務提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、大津市企業局下水道事業部水再生センター宛に提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 施設見学会（希望した者に限る）またはプレゼンテーション審査において、正当な理由なく欠席した場合

カ 提案見積書の金額が第3項の予算額を超過した場合

キ 要求水準書を満足しない提案があった場合

(5) 著作権等の権利

業務提案書等の著作権は、当該業務提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した業務提案書等の書類については、本市が必要と認める場合には、本市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1 7 問合せ先

〒520-0811 大津市由美浜1番1号

大津市企業局下水道事業部水再生センター 管理棟2階

電話 077-522-5300

電子メールアドレス otsu1902@city.otsu.lg.jp

様式集

大津市企業局

内容

【様式 1-1】参加申込書〔単独企業及びグループ代表者用〕

【様式 1-2】参加申込書〔グループ構成員用〕

【様式 2】誓約書

【様式 3】施設見学参加申込書

【様式 4】受託業務実績調書

【様式 5】質問書

【様式 6】提案見積書

【様式 1-1】参加申込書[単独企業及びグループ代表者用]

令和 年 月 日

(宛先)

大津市公営企業管理者

南堀 弘

所在地

名称

代表者職氏名

参 加 申 込 書

プロポーザルについて、下記のとおり参加申込みします。なお、本プロポーザルの実施要領に掲げる参加資格及び本書（添付書類を含む。）の事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 業 務 名 大津終末処理場等運転管理業務

- 2 入札参加資格 大津市における競争入札参加資格者名簿に登録
あり ・ なし

- 3 添付書類
 - ① 誓約書【様式 2】
 - ② 施設見学参加申込書【様式 3】（施設見学会を希望する者のみ）
 - ③ 受託業務実績調書【様式 4】
 - ④ 受託業務実績調書記載内容を証明する書類（契約書、要求水準書等の写し）
 - ⑤ 要求水準書で求める有資格者数がわかる書類
 - ⑥ 下水道施設維持管理業者登録規程による直近の現況報告書〔様式第 10 号（第 7 条関係）〕の写し（各地方整備局の受領印のあるもの）
 - ⑦ 審査結果通知用封筒（配達証明付き書留郵便代切手貼付）

【連絡先等】

担 当 部 署	
届出責任者氏名※ ¹	
担 当 者 氏 名※ ¹	
電 話 番 号※ ¹	
F A X 番 号	
E - m a i l※ ²	

※¹：必要に応じて確認のため連絡することがあります。

※²：アドレスは、大津市に入札参加申請書を提出している場合は申請書に記載したアドレスを記入するとともに、電子メールで提出される場合は当該様式を PDF 化の上、同じアドレスを使用して提出してください。

【様式 1-2】参加申込書[グループ構成員用]

令和 年 月 日

(宛先)

大津市公営企業管理者

南堀 弘

グループ企業名称

所在地

構成員名称

代表者職氏名

参 加 申 込 書

プロポーザルについて、下記のとおり参加申込みします。なお、本プロポーザルの実施要領に掲げる参加資格及び本書（添付書類を含む。）の事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 業 務 名 大津終末処理場等運転管理業務
- 2 入札参加資格 大津市における競争入札参加資格者名簿に登録
あり ・ なし
(該当の登録業種：)
- 3 添付書類
 - ① 誓約書【様式 2】
 - ② 企業グループ協定書（写し）
 - ③ 要求水準書で求める有資格者数がわかる書類
- 4 担当予定業務

【連絡先等】

担 当 部 署	
届出責任者氏名※ ¹	
担 当 者 氏 名※ ¹	
電 話 番 号※ ¹	
F A X 番 号	
E - m a i l※ ²	

※¹：必要に応じて確認のため連絡することがあります。

※²：アドレスは、大津市に入札参加申請書を提出している場合は申請書に記載したアドレスを記入するとともに、電子メールで提出される場合は当該様式を PDF 化の上、同じアドレスを使用して提出してください。

【様式 2】 誓約書

誓約書

令和 年 月 日

(宛先)

大津市公営企業管理者

南堀 弘

住所

名称

代表者職氏名

「大津終末処理場等運転管理業務」公募型プロポーザルへの参加を申し込むに当たり、下記に記載した事項を誓約いたします。なお、当該誓約事項に反することが判明した場合は、この申し込み及び公募型プロポーザル審査を無効とされることに異議はありません。

記

誓約事項

- ・ 公告に記載された当該案件の公募型プロポーザル参加資格をすべて満たしていること。
- ・ 添付書類の内容について事実と相違ないこと。
- ・ 提出書類において原本提示を求められた場合は、これに応じること。
- ・ 当該申請書類が情報公開の対象となった場合、公開について異議を唱えないこと。
- ・ 大津市暴力団排除条例の趣旨にのっとり、役員名簿を滋賀県警察本部に提供することに同意すること。

提出責任者・担当者氏名及び連絡先	
提出責任者名	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

【様式 3】 施設見学参加申込書

施設見学参加申込書

令和 年 月 日

(宛先)

大津市公営企業管理者

南堀 弘

「大津終末処理場等運転管理業務」に関する施設見学会への参加について、以下のとおり申し込みます。

会 社 名			
所 在 地			
担 当 者	氏 名		
	所 属 ・ 役 職		
	電 話 番 号		
	F A X 番 号		
	電子メールアドレス		
参 加 者		氏 名	所 属
見 学 希 望 日		第 1 希 望	令和 8 年 月 日
		第 2 希 望	令和 8 年 月 日

注 1) 参加者は 1 者につき 5 名までとする。

注 2) 現地（各施設）への移動手段は、参加者各自で手配すること。

【様式 4】受託業務実績調書（参加資格審査用）

業務分類 (例：下水道施設 運転管理業務、 管路施設点検 業務)	
業務名	
発注機関	
契約金額	
履行期間	
施設の 処理能力	($\text{m}^3/\text{日}$)
業務の概要	
技術的特長	

※代表的な事例の内容を記述すること。(件数に合わせて上記枠を複写し記述)

※履行した実績を確認できる契約書、要求水準書等の写しを添付すること。

【様式 5】 質問書

質 問 書

令和 年 月 日

(宛先)

大津市公営企業管理者

南堀 弘

「大津終末処理場等運転管理業務」に関する業務説明書等について、以下のとおり質問書を提出します。

会 社 名	
-------	--

質 問 箇 所	書 類 名	
	ペ ー ジ	
	項 番	
	項 目	
質 問 内 容		

注 1) 質問は、簡潔かつ具体的に記入すること。

注 2) 質問は、本様式 1 枚につき 1 件とする。質問が複数ある場合は、本様式を複写して用いること。

(提出期限：令和 8 年 9 月 3 0 日 (水) 午後 5 時まで (必着))

【様式 6】 提案見積書

見 積 書

見 積 金 額 金 円

委 託 業 務 名 大津終末処理場等運転管理業務

委 託 業 務 場 所 大津市由美浜ほか

上記の金額をもって受託いたしたいので、要求水準書、委託契約書（案）及び大津市契約規則並びに指示事項を承知して見積りいたします。

令和 年 月 日

住 所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

⑨

（宛先）

大津市公営企業管理者